

**石川県子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。**

(重要事項説明書)

(浜岡幼保園)

浜岡幼保園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、浜岡幼保園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人浜岡福祉会
所 在 地	七尾市石崎町ヨ部 37 番地
電 話 番 号	0767-62-3233
代表者氏名	理事長 前濱 亨一

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型こども園
施設の名称	浜岡幼保園
施設の所在地	七尾市石崎町ヨ部 37 番地
連絡先	電話番号 0767-62-3233 F A X 0767-62-2922
管理者	園長 前濱 亨一
対象児童	教育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 教育・保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 教育・保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）
利用定員	1号認定子ども 6人 2号認定子ども 69人 3号認定子ども（3歳未満の子ども） 61人
開設年月日	平成29年 4月 1日

3 施設の目的

浜岡幼保園 浜岡幼保園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- (1) 浜岡幼保園の教育・保育理念
「ふれあう手と手 よりあう心」

人はみな一人では生きてゆけないものです。

浜岡幼保園は、子ども達が一人の人格として尊重され現在（いま）を最もよく生きるために、保育園と保護者、地域社会全体が共に手を取り合い、安全で安心できる環境をつくり、子どもの最善の利益を考え創意工夫を図った保育を行います。

(2) 浜岡幼保園の教育・保育目標

特定教育・保育目標

- 1、明るい子ども（心身ともに健康な子ども）
- 2、豊かな子ども（思いやりのある子ども）
- 3、元気な子ども（意欲的な子ども）

(3) 浜岡幼保園の教育・保育方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- ・ 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- ・ 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・ 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

4 (提供する特定教育・保育の内容)

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

- 5 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- ・ 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

・ 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める

6 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,894・64 m ²
	園庭	646.07 m ²
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2F
	延床面積	898.68 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	もも組(満0歳児クラス)
ほふく室	3室	もも組、ちゅうりっぷ組(満0歳児、1歳児クラス)
保育室	6室	たんぼぼ組(満2歳児クラス)、すみれ組(満3歳児クラス)、ゆり組(満4歳児クラス)、さくら組(満5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
保健室	1室	
放課後児童クラブ	1室	

7 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
保育主幹	2	2		
保育教諭	20	19	1	
保育補助	4		4	
看護師	2	1	1	
栄養士	1	1		
調理員	4	2	2	
バス運転手及び用務員	1		1	
嘱託医及び薬剤師	3		3	

本園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
副園長、主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
非常勤保育教諭	非正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（07：30～16：30）
バス運転手及び用務員	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）
保育補助員	正規の勤務時間帯（08：00～17：00）

※ ローテーションにより、職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8 特定教育・保育を提供する日

(1) 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

(2) 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・年末年始休日（12月29日～1月3日）
- ・日曜日

(3) 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。ただし、行事等に関してはその限りではない。

- ・夏季休業 8月11日から8月17日まで
- ・冬季休業 12月26日から1月5日まで
- ・土曜日

前事項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

9 特定教育・保育を提供する時間

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 2号、3号認定者（保育標準時間認定）に係る支給認定証を市町村から交付されている方の保育時間7時から18時までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(2) 2号、3号認定者（保育短時間認定）に係る支給認定証を市町村から交付されている方の保育時間8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(3) 1号認定者（教育標準時間）は、8時30分から13時30分とし、14時30分までは降園時間とする。

(4) 1号認定者（教育標準時間）の、14時31分から延長保育を希望するときは18時00分までを一時預かりとし、有料（1回200円）とする。また18時01分からは延長保育として有料（1時間200円）となります。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	離乳食は10時30分頃
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	I期～IV期に分かれます
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	I期～IV期に分かれます
3歳児		11時40分頃	15時頃	前期・後期に分かれます。
4歳児		11時50分頃	15時頃	前期・後期に分かれます。
5歳児		12時10分頃	15時頃	前期・後期に分かれます。

※1号認定の方も同じ時間に食事となります。ただし降園は13時30分からとなります。2号認定及び3号認定のお子様は表のとおりです。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医者診断書のもと対応した食事を提供します。ご相談ください。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

(2) 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- ① 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- ② 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- ③ 届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき。
- ④ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(3) 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退所通告書により当該児童の保護者へ通告するものとする。

(4) 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町に通知するものとする。

1.1 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額

① 七尾市の特定教育・保育の支給認定を受けた保護者は、浜岡幼保園に保育料等を支払うものとする。

② 本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

③ 七尾市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。

④ 給食費・・・1号認定者は副食費として月3,000円とし、主食（パン・ごはん代）は一食50円とする。

2号認定子どもの副食費は保育料に含まれていますが主食代（パン・ごはん代）として一食50円を徴収いたします。

3号認定者は副食費、主食代は保育料に含まれています。

(2) 特定負担額（上乗せ徴収）

(1)に掲げる基本保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 保育の提供に要する実費（実費徴収）

(1)に掲げる基本保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(4) 延長保育料

・ 2・3号認定 保育標準認定

平日・土曜日 18時01分～20時00分 200円（60分ごとに）

月契約者は1時間型（月1,000円）2時間型（月1,500円）

・ 2・3号認定 保育短時間認定

平日・土曜日 7時00分～8時30分 200円（一回）

平日・土曜日 16時31分～18時00分 200円（一回）

※保育短時間認定は延長保育の月契約はできません。

(5) 休日保育料金

2号、3号認定者は日曜、祝日に利用される方は平日にお仕事がお休みで保育が出来る利用者は無料となります。その場合登録申請が必要です。また都合が悪く振替日をとれない場合は有料となります。また1号認定は一時預かりとして有料（1日900円＋給食費350円）となり、1号、2号、3号認定者とも同じ利用時間となります。

利用時間 7時30分～18時00分

また放課後児童クラブの休日保育利用者も一時預かりとして（1日900円＋給食費350

円) 料金がかかります。

(6) 一時預かり料金及び利用時間 (当園児以外のお子様を対象)

平日・土曜日 (4時間) 900円 (給食が含まない)

平日・土曜日 (8時間) 1800円 + 給食費 350円

利用料金 8時間を超えた場合60分ごとに200円

※ 1号認定者は土曜日、夏休み、冬休みの期間に利用したいときは1日 (900円 + 給食費 350円) 料金がかかります。

(7) 保護者会費

毎月 300円

(8) 保育料は七尾市長の定めた額とし、当月の保育料と諸経費は当月の10日までに明細書を渡し、当月22日に関係金融機関から引き落としとする。また引き落としが出来なかった場合、当園に収めていただきます。また現金の方は当月の10日までに明細書を渡しますので当月の22日までに保護者が直接事務室の方で支払いをお願いします。

なお、引き落としができない場合が続いた時はご相談していただきます。

1.2 嘱託医及び薬剤師

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	さはらファミリークリニック
担当医師名	池崎 綾子
所在地	七尾市石崎町タ 13-1
電話番号	0767-62-3765

(2) 歯科

医療機関の名称	みやした歯科医院
担当医師名	宮下 修
所在地	七尾市石崎町香島 2-78
電話番号	0767-62-1719

(3) 薬剤師

医療機関の名称	のとじま薬局
担当薬剤師名	山本 桂子
所在地	七尾市能登島町
電話番号	0767-84-0087

保健・予防

1.3 当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

(1) 園児の生育歴・既往歴・健康状態・家庭状況等の把握

(2) 園児の身長・体重の測定 (毎月)

- (3) 園内の感染症予防
- (4) 嘱託医による検診(年2回)
- (5) 嘱託歯科医による検診 (年2回)
- (6) 園内外の清掃・消毒
- (7) 職員の健康診断・検便
- (8) 害虫駆除・水質検査、プール水、空気検査、ホルムアルデヒド等の検査

1.4 緊急時の対応

本園の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他緊急事態が生じたときは速やかに保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。(保護者が迎えに来るまで当園の看護師が子どもの看護にあたる。)

- ・ 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。また、速やかに七尾市に連絡を行うものとする。

子どものかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申し立て窓口は以下のとおりである。

	氏名	住所	電話番号
受付担当者	副園長 前濱 雪枝	七尾市石崎町ヨ部 38 番地	0767-62-3378
解決責任者	園長 前濱 亨一	七尾市石崎町ヨ部 38 番地	0767-62-3378
第三者委員会	監事 横山 初夫	金沢市桂町 92	076-268-2743
	監事 大松 陽一	七尾市石崎町香島 1-122	0767-62-0803

1.6 非常災害時の対策

本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（以降「施設防災計画等」という。）を作成することとする。

本園は、施設防災計画に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に通知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

本園は、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、施設防災計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

1.7 利用者に対するの保険の種類・保険内容

(1) 東京海上自動火災保険株式会社より「保育園賠償責任保険」「保育園児団体傷害保険」に加入しています。(ケガ・食中毒に対するの保険です。)

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターより傷害保険に加入しています。(負傷・疾病・傷害又は死亡に対するの保険です。)

※「保育園賠償責任保険」は本園が負担しますが、「保育園児団体傷害保険」の費用 350 円のうち 6 割 (210 円) を保護者負担として、4 割が施設負担 (本園) となります。要保護 (生活保護者) は 40 円のうち 6 割を保護者負担とし、4 割が施設負担 (本園) となります。

1.8 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修 (年 2 回以上) を実施する。また、保護者に対し協力、理解を図る。その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 虐待または、疑わしき状況に気付いたとき、自分一人で判断、行動せず必ず関係機関に相談して判断を仰ぎ、通報するものとする。

1.9 秘密保持

(1) 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ

文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

20 記録の整備

本園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した特定教育・保育に係る提供記録
- (3) 七尾市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例50号）第19条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

21 本園におけるその他留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動、宗教活動、営利活動	他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

別表1（実費に係る利用負担額）

① 1号認定子どもに係る費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費	主食費（パン・ごはん）	一食分 50 円
給食材料費	副食費	月 3,000 円

② 2号認定子どもに係る費用（3号認定子どもは主食費及び副食費は無料）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費	主食費（パン・ごはん）	一食分 50 円
給食材料費	副食費	保育料に含まれています

※3号認定（3歳未満児）は保育料に含まれています。

別表2（預かり保育に係る費用）

1号認定子どもの一日の単発利用の方

14時31分～18時00分	1回200円	おやつ代含む
18時から20時	1時間200円	おやつ代含む

別表3 時間外保育に係る費用

① 短時間保育認定の時間外を利用の方

7時00分～8時30分	1回200円	
16時31分～18時00分	1回200円	
18時01分～20時まで	1時間200円	おやつ代含む

② 利用児童全員 単発利用者（18時00分を超えた場合）

1時間	200円	おやつ代含む
2時間	400円	おやつ代含む

③利用者児童全員 月契約者（前払い）

1時間契約者	1,000円	おやつ代含む
2時間契約者	1,500円	おやつ代含む

1 特定負担額（上乘せ徴収）（28年度参考）

費用の種類	徴収額	徴収の目的	時期
体操教室参加費 毎月2回 (専門指導員)	本園負担及 び保護者一 部負担	3・4・5歳児が各クラスの年齢にあつた体操、ダンス等の指導を受ける	毎月2回
サッカー教室参加費 (専門指導員)	本園負担及 び保護者一 部負担	4・5歳児がボールを使った運動遊びに取り組みながら、ルールを守ることやチームワークの大切さを学ぶ	毎月1回
英語教室参加費 (専門指導員)	本園負担及 び一部保護 者負担	4・5歳児が英語の歌や手遊びを楽しむことで、英語に親しみを持つ	毎月1回
プール教室参加費 (専門指導員)	本園負担及 び一部保護 者負担	5歳児が水に触れながら身体能力の向上を図る	毎月1回程度
お茶会 (専門指導員)	本園負担及 び一部保護 者負担	5歳児	毎月1回程度

保護者負担の教材費 月額 5歳児500円、4歳児300円 3歳児無料

2 保育の提供に要する実費（実費徴収）（28年度参考）

新年度保育用品代 (別紙参照)	380～ 5,000円	個人で使用する用品のため(名札、クレヨン等)	随時
保護者会費 (毎月)	300円	保護者会活動費(行事のプレゼント代等)	毎月
月刊絵本代 (毎月)	380～ 440円	1～5歳児の個人用絵本代金	毎月
災害共済掛金	210円	傷害掛金(一般210円、要保護40円)	年額
主食代(毎月)	一食:50円	給食代金として	毎月
副食代	3,000円	月契約 1号認定者	毎月
バス代(毎月)	1,000円	交通費として	毎月
バス保険代(年間)	2,000円	4月～3月末までの保険適応	年1回
年末特別保育利用 料金	1日 :900円	年末の29・30・31日の特別保育利用代金として	

浜岡幼保園へ提出同意書

個人情報使用同意書	
<p>下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページや新聞等における写真の掲載について広報に関することに使用すること。・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。	
浜岡幼保園	園長 前濱 亨一 宛
	年 月 日
保護者住所：	
園児氏名：	
保護者氏名：	印
園児から見た続柄：	

平成 29 年度 重要事項説明同意書	
	園保管用
保育園名：浜岡幼保園	
説明者 職名：園長 氏名 前濱 亨一	
私は、本書面に基ついて浜岡幼保園の利用に当たっての平成 29 年度重要事項の説明を受け、同意しました。	
	年 月 日
子どもの氏名：	
保護者氏名：	印